

日チェコ社会保障協定は、2008年2月に正式署名され、両国の立法府での承認手続きを経て、2009年6月1日に発効することとなった。同協定が発効されれば、わが国10番目の社会保障協定となり、日本とチェコの社会保障制度の二重加入の問題が解消されることになる。協定発効後は、全国の社会保険事務所で長期派遣者に対する二重加入免除等に関する申請手続きなどが行われることになる。



発効にさきだち、当会は日本在外企業協会と共催で、社会保険庁運営部企画課国際事業室の小泉茂国際年金通算調整専門官ならびに鈴木一之国際事業係長を招き、「日チェコ社会保障協定の仕組みと手続き」について説明を受け、質疑応答を行った。

当日は、両団体会員企業より約40名が出席し、講師の説明に熱心に耳を傾け、質疑応答も活発に行われた。当会における社会保障協定の説明会は今回で9回目となる。

なお、2007年10月現在のチェコ長期滞在邦人数は1,532名であり、そのうち民間企業勤務者は606名、その同居家族は525名である。

詳しい説明、手続き、Q&Aについては、社会保障協定に関するホームページ<http://www.sia.go.jp/seido/kyotei/index.htm>をご覧ください。
(総務グループ)